

岩手県告示第296号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量を実施する旨国土地理院長から次のとおり通知があった。

令和4年5月2日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 公共測量を実施する地域 盛岡市、宮古市、久慈市、岩手郡葛巻町、下閉伊郡岩泉町、同郡田野畑村、同郡普代村及び九戸郡野田村
- 2 公共測量を実施する期間 令和4年5月17日から令和5年3月31日まで
- 3 実施する公共測量の種類 空中写真撮影及びオルソ作成